

# 公園利用に伴う注意事項

## 利用上の遵守事項

- 周囲の人と距離（2m程度）を確保できずに会話を行う際は、必要に応じてマスクの着用をしてください。（※）病気や障がい等でマスク着用が困難な場合は、対面を避ける等の対策を行ってください。
- こまめな手洗いや消毒を行ってください。
- 公園利用にあたっては3つの密（「密接」「密閉」「密集」）を避け、利用者同士で十分な距離を確保してください。
- 利用前後のミーティング等の場においても、3つの密を避けてください。

## 健康状態について

- 代表者の方は、事前に参加者全員の体調等を御確認ください。  
以下の確認事項に該当がある場合は御利用を控えてください。
- 利用前7日間において以下の事項に該当がある場合。
    - ・平熱を超える発熱がある。
    - ・咳、のどの痛みなどの風邪の症状がある。
    - ・だるさ、息苦しさがある。
    - ・嗅覚や味覚の異常がある。
    - ・体が重く感じる、疲れやすい。
  - 利用前5日間において、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
  - 政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合。

## 運動やスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
  - ・周囲の人となるべく距離（2m程度）を空けてください。
  - ・強度が高い運動、スポーツにおいては、より一層距離を空ける等の工夫を行ってください。
- 走る、歩くスポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取るなどの工夫を行ってください。
- 運動スポーツ中に唾や痰をはくことは極力行わないでください。
- タオルの共用はしないでください。
- 飲料水の飲み残しやゴミについては、御自身でお持ち帰りください。
- その他、新型コロナウイルス感染症に罹るリスクのある行動を避け、御利用ください。

## その他

- 感染防止のために公園管理者が定めるその他の事項を遵守し、公園管理者の指示に従ってください。

令和4年11月30日付けスポーツ庁発出「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考にしています。  
感染症防止のため、以上の内容について御理解の上、御利用ください。  
なお、施設によって利用上の注意事項が異なる場合がございますので御注意ください。

改定 令和5年3月13日